

貢案と横看について (下)

田川孝三

一、緒言

二、貢案について

三、經費と貢案(以上前號)

四、横看の制定(以下本號)

(I) 世祖の貢案査定

(II) 横看の制定

五、結語

四 横看の制定

I 世祖の貢案査定

太祖以降世宗に至る約六十餘年、政府の財政は極めて龐大な貢案による収入に維持されて來た。後述の如く、當時出納に關してはその掌理・監察に關する規定はあつたが、經費支出の規準等については何等の制定もなかつたと云つてよい。「量入爲出」は財政の原則的觀念とされた所ではあるが、その收支の間には、當然適合性が考慮されねばならない。經費に比し不當に過大な収入が、換言すれば極めて過重な貢賦が貢案に規定されて來た。財政的には收支の適合性は何等の顧慮も拂れず、他面政治的には不當苛酷な民力の負擔が強制されて來たのである。以上の問題に關し極力、民力の輕減を圖り、經費支出に規定を設け、財政制度に一期を劃したのは、實に世祖の施策であつた。

世祖は端宗元年十月、クーデターを斷行して軍政の權を掌握するや、早くも翌年正月、貢物を減除し、貢案の改正査定を

命じた。此の査定改録の内容については何等記録の傳ふるものはないが、魯山君日記の編者は、

時世祖留心革弊、減諸道貢物、而平安・黃海道則全除、節國用以阜民。

と記してゐる。¹⁾ 政權掌握早々の施策として、貢物の減除、貢案の改訂を取り上げたことは、とりもなほさず、此の問題に對する王の關心を、物語るものと云へよう。之に次いで、なされた施策は、貢納例科に關する弊習の革正であつた。従前は進上・貢物等公課の徴收に際し、觀察使以下守令等牧民の官は、多く倍數を徴收し、その贏餘を私し、濫用するのが一般であつた。彼等は、賦役の差定、田地の踏驗、軍資納稅等に際し、之を郷吏或は監考に委ねて親しく之に與らざるのみでなく、貢賦の差定に際して、又戸口田籍を按せず、剩へ貢賦元數の告示すらも行はないのが普通であつた。²⁾ 従つて貢賦差定の不均、増額徴收の如き殆ど公然と行はれた所であつた。のみならず、反同と稱せられた地方各官の強制高利貸付、或は暴利を貪つた貢物代納の横行は、すべて不當苛酷な貢賦の強制に基づくと云つてよい。王は即位するやその年の十一月、並びに八年三月分司憲を各道に派遣し、守令の虐民・部民の冤抑を摘發せしめ、³⁾ 二年十月特に戸曹に旨を傳へ、詳定所と共に、宮闕より諸邑に至るまで、各々その經費は餘す無く式を定め、民戸は所定の田稅貢賦及び軍役の外、侵虐することなく、生業を全からしめんことを命じた。貢案・經費の不當過大な不均衡を改正し、その適合性を確保せんとの意圖に出でたものであつた。⁴⁾ 次いで十一月には、更に八道に諭書を降し、従前の弊習を列擧して、貢稅常徭事役、及臨時受教行移の事の外、擾民の事は一切之を禁斷した。而も此の教諭は一般への周知徹底を期する爲、邑門に掲げ、且速に刊印頒布を命じ、特に、

今送曉民諭書、可鏤榜邑門、且速刊印、使四面境内、窮村僻巷、愚夫愚婦、以至盲瞽之微、無不周知、予當或遣分臺、或別遣人訪問、而如有一人不知者、則卿任其責。

と述べてゐる。⁵⁾ 他面、農桑勸課事目・役民條例を頒下して民生の安定をはかり、更に地方各官の官屯田結數を増額して、公

須衙録等其の經費を裕足せんとしたのも、如上の施策の裏付であつた。更に中央政府に於いても、經費節減の實行を期し、官制を改めて冗官を汰去し、官衙の革罷併合を斷行し、官吏の經費濫用を禁斷した。五年十一月朝官及び内官を諸司に分遣し、其の文書を收取せしめたのも濫費考覈の爲であつた。更に七年九月には、黃臘濫費の廉を以て義盈庫官吏を義禁府に囚鞠し、尙、内官等を義盈庫・工曹・濟用監・内資寺・内贍寺・仁順府・仁壽府・禮賓寺・長興庫及び豐儲倉等に派して、その所用重記を收取し、詳定所郎廳朴健順・金良璫、尹慎徳・藝文直提學安寬厚等を政院に會し、之等重記を戸曹關字・承政院帖字・前例冊と照合して逐一調査し、その濫用を摘發せしめた。之より後、諸司錢穀出納の重記はその成籍保管を嚴密にし、更に司憲府兼監察五人を増置し、又承政院帖字・戸曹關字は各々三員の連署を備ふることを恆規とした。孰れもその出納の規を嚴にし、濫用防止の爲に外ならない。

上述の如く、地方官の虐民の禁斷以下、朝官の矯正に至る一連の施策は、貢賦削減に相應するものであつた。貢案は、その政權掌握早々、先づその減除を命じたが、即位の後、更に之を推進し、時に應じて屢々その量減・減除を行つた。その主な者を擧げれば次の如くである。

端宗二年七月己未 全羅道方物冬白油の進上を罷む。(魯山君日記卷十一)

同年八月己丑 咸吉道の貢物は今年に限り量減し、洪原・北靑・利城・端川・吉州・鏡城等の鐵場吹鍊は明年を限り停罷せしむ。(同卷十二)

同 三年三月癸酉 江原道濟用監納貢の紫丹香は爾後三年に限り停罷す、所儲尙四年の用に供するに足るを以てである。(同卷十三)

世祖元年七月己卯 全羅・忠淸・慶尙・江原四道の義盈庫納白蜜は曩に六石三斗を減じ、戸曹收復を請ふも許さず。(貢

二年十月庚申 八道觀察使に諭し、明使宴享の外油蜜果の使用を禁す。(同卷五)

三年正月丁亥 濟用監狐皮、今年諸道上納分五三〇張を蠲免す。所儲一三九〇張ありて、支用に足るを以てなり。(卷六)

〃 三月乙丑 今年貢納の慶尙道の冊紙一〇〇〇卷、江原道冊紙二五〇卷を免す。(卷七)

〃 八月乙巳 京畿・忠清・全羅・慶尙道の元貢及田貢は、今年或は數年を限りて蠲減せしむ。(卷八)

四年七月戊申 是より先、各道の啓本は楮紙の使用を禁じ、雜草紙を使用せしむ。(卷十三)

五年五月甲辰 諸道の竹席・竹枕皮・竹箱等の進貢を罷む。(卷十六)

〃 九月乙酉 江原道嶺東九邑の典厩署・分禮賓寺納の生猪は、京畿諸司の司宰監納乾猪と代へ、貢案を改録せしむ。

(卷十七)

〃 十一月戊子 咸吉南道貂鼠皮の貢は、北道の難備並に輸送困難の貢物と交換し、貢案を改録す。(卷十八)

六年四月丁未 忠清道丹陽等十邑の今年春等貢鐵を停む。(卷二十)

尙、此の間、王の努力は、不産貢物の改訂にも向けられた。即ちその三年三月乙亥、各道觀察使に諭書を降し、その道内貢物についてその土産推移の調査報告を命じてゐる。

諸邑貢物、當初分定時、或不以土産、而官吏刻期督納、細民傾財、貿易以充之、如或不給、則商賈夤緣請托代納、倍徵其價、因此民產蕩盡、艱苦莫甚、予不忍視、欲更其弊、卿體予意、道内貢物、各隨土産、推移磨勘速啓。

その地の産に非ざる貢物は、此の諭書に指摘されてゐる如く、民戸にとつては、その負擔を加重することとなり、又代納誘致の最も大きな原因となつてゐたものである。代納は國初以來屢々禁斷されてゐたに拘らず、遂に防止する能はずして世宗

以來は、特に民の希望するものに限り許可するの方針をとつて來た。世祖も亦此の方針を踏襲したが、それは代納による營利を認められた爲では勿論なく、不産貢物の分定を改訂し得ない限り、有無交換して互に相融通するは認めざるを得ぬとした爲に外ならない。従つて、代納價格を公定し、又代納價の徵收は官より收價支給の規を申明し、代納人の暴利擾民の弊を防止せんとしてゐるが、之等は結局民力の負擔軽減にとつては消極的政策と云はざるを得ない。かくしてその十年、貢案について詳定を行ひ、之を改正して一大削減を加へた。即ち十月戊申、王は國家の元勳を始め、政府中樞の要人を擧げて此の業に當らしめた。河東府院君鄭麟趾・蓬原府院君鄭昌孫・領議政申叔舟・上黨府院君韓明澮・左議政具致寬・右議政黃守身・戶曹判書金國光・都承旨慮思慎を都廳となし、領中樞府事沈澮・密山君朴忠孫・右贊成朴元亨・判中樞院事成奉祖・仁山君洪允成・左參贊崔恆・刑曹判書金碩・判漢城府事李石亨・禮曹判書元孝然・吏曹參判洪應右・承旨李坡同・副承旨尹弼商等を十二房に分ち、各々郎官一員、算學重監一員を率ゐ、此日慶會樓下に會して諸道貢物を考查詳定せしめ、永順君溥をして承傳出納に當らしめた。孰れも政府最高首脳部であり、政府の中樞機能を擧げての壯舉と云ふべく、王の用意關心の程を示すものであつた。此の詳定は、凡そ十九日にしてその業を了した。實錄には翌十一月丙辰條に「賜宴于貢物詳定廳」とあり、又丙寅條には、

宰相看詳校正、會諸宰樞、詳定貢物者、以其知大體、識土宜、稱量有無、歸於至精也。

と見えてゐる。此の詳定は、その參加の人物よりし、且十二房に分つて組織分擔を區別せる等、従前に比しその規模最も大なる事業であつた。その成果については、前記引用文の末尾に續けて、

未盡參詳水陸之產、互換有無居多。

とある。此の史臣の評語によれば、全土に互つて十分にその産物の調査を盡すに至らなかつたものであらう。「互換有無者

居多」と云へるを見れば、貢物の産・不産に従ひ之を換録して調整することが、その目的の一たりしことを知り得るのである。更に又此の度の査定が、従前の貢案に比し、大削減を加へたものであることは、後燕山君三年知事李世佐の言に、

世宗朝詳定貢案、至世祖朝三分減其一⁽²⁸⁾

とあるを以ても明である。王の十二年五月、戸曹に命じ、詳定所堂上申叔舟・金國光等と議して、平安道貢物中、その民生蘇復に至るまで、二十一官、一三六種の貢物を蠲減した⁽²⁹⁾。李世佐の三分の一を減ずと云ふのは、果して之等の減除をも加へての論か否かはもとより詳らかでないが、兎も角従前に比して非常な削減を行つたものであることは斷言し得よう。私は先に、李朝の財政は世祖に及んで漸く始めて、收支の適合性が加へられ、財政制度上一期を劃するに至つたと述べた。此の事は、もとより貢案の削減乃至は前記民生安定・經費節減等の施策のみを以て云ふのではない。實に此の貢案の削減詳定に伴ひ、之に照應して經費支出の規準を定め、收支の均衡を保たんとしたことを指すのである。次に章を改めて之を述べよう。

註

- (1) 魯山君日記卷一〇、二年正月丁卯、
- (2) 太宗實錄卷一二、六年閏七月癸亥、世宗實錄卷二八、七年六月辛酉。
- (3) 李朝貢物考、四、貢物の分定、一二七八頁。
- (4) 反同は麗末寺院等に於いて行はれた高利貸であるが、李朝に入りては一般化され、地方各官に於ても行はれてゐたものと見える。世祖實錄卷五、二年十一月己丑、曉民諭書中の註記には次の如く記してゐる。或以如魚鹽雜物、分給而計收、或給布貨而取息、俗皆謂之反同。
- (5) 世祖實錄卷二、元年十一月戊寅、己卯、戊辰。卷二七、八年三月壬午、辛巳。
- (6) 同上卷五、二年十月丙寅、此の十月の教旨は、その冒頭に於いて、王は次の如く述べてゐる。
予嘗念上之奉養過厚、故下之供億難支、於是不能治生、相率爲盜、被盜者破產困窮、亦未免作盜、是上之人、驅民爲賊也、厚奉之弊、至於無民、可不重耶、予自卽位以來、務崇儉約、設詳定所、磨勸用度、有司以爲屬上之事、不可過約、大臣供億亦不輕減、是大不然、推其義則於予當用斛飯瓮酒耳。
- (7) 同上卷五、二年十一月己丑、その曉民諭書に不法虐民の例と

して左の如く條列して曰く、予爲汝等父母、凡所以撫恤之方、晝夜思之、常憫汝等困於官吏侵虐、如一應差役、免放富強、使貧弱者、如進上貢物及一應例科之物、倍數分定、濫用贏餘者、如擅自聚民、營造作弊者、如罪無輕重、以一時之怒、枷杻滯獄、或至損命、冤抑莫伸、囚家僮不限三日、動經旬日、蕩盡產業者、如稱爲反同、使酷吏四送村落、一切徵斂者、如連結商賈、防納貢物、高重斂給者、如廣占屯田、役農民耕種收穫者、如潛招匠人、多造器玩、互贈隣邑者、如浚民膏澤、公行賄賂者、如視官物若己有、及遞費用無餘、新官至又督民營辦者、如支持使客、徵斂於民、雞菓葱蒜、以至瓢器之微、無所不至者、如更譽於使客、阿意曲從、不慮民弊、至以納綿段絹若米豆、稱爲宴幣私贈、帶妓敢行非法者、如猾吏非法恣行、侵漁不能禁制者、此等之事、皆汝等所困也。

(8) 同上、卷六、三年正月辛未・甲戌。卷一二、四年三月乙卯。

(9) 世祖實錄卷三〇、九年六月癸亥、戶曹啓、大典內留守府・大都護府屯田各二十結、都護府郡九結、縣十二結、節制使・處置使營二十結、僉節制使、都萬戶營十六結、萬戶營十結、非唯公須衙錄、至於官解修葺使客支持、軍官供給、兵器什物等項、一應調度、及民間未備貢物、皆用屯田所出、補之、詳定之憲至矣、守令萬戶等、不顧大體、或私相贈與、或相換易、公田日縮、用度不足、請令諸道觀察使、籍諸邑屯田結負數及字號標、一件本曹、一件觀察使營、一件本邑藏之。とある。従前續戶典に規定する所は、留守府・大都護府牧官は十結、都護府知官八結、縣

官は六結であつた。(魯山君日記卷九、元年十一月丙辰)而して經國大典戶典の頒行は世祖六年七月辛卯(卷二一)であるから、その増額はその以前にあつたことは云ふまでもなからう。尙節制使・處置使・僉節制使・都萬戶營については従前定額はなかつたが、大典所錄の規定が定められたのは六年二月己酉のことであつた。(卷一九)

(10) 世祖實錄卷二〇、六年五月丙申・丁酉、己亥。

(11) 同上卷一八、五年十一月壬午。

(12) 同上卷二五、七年九月甲寅。

(13) 同上卷二七、八年二月丙寅。重記は各司毎に兩件を成籍し、

一は其司に、一は戶曹に保管せしめ、各司は十日毎に戶曹に重記を封輸し、會計憑考せしむることとした。書吏・奴隸の恣意増減するの姦僞を防がんが爲であつた。

(14) 同上卷二二、六年十二月己亥。監察は從來は、二十名であつた。即ち此時増員して二十五名を定員としたのであるが、經國大典には一名を減じて、二十四名とされてゐる。

(15) 同上卷三一、九年四月甲申。

(16) 同上卷七、三年三月乙亥。

(17) 貢物は、元來各官直納の制を原則とし、その代納は嚴に禁ぜられた所である。太宗實錄卷十七、九年三月壬戌條に、

司憲府上時務數條、一、今大小人員及棟梁僧徒等、受各道各官陳省、以其各司所納貢物、自備先納、受帖下歸、倍取其價、侵擾人民甚矣、願自今、上項自備先納者、一皆禁斷、以除其

弊、下議政府擬議、政府議得、一依狀内施行、從之。

とあり、又世宗實錄卷一〇、二年十一月辛未條禮曹啓言中には「元續六典内、各年判旨、中外官吏、或不奉行、其不奉行條件、謹錄以聞、請申明舉行、違者論罪」とし、續けて「洪武七年、司憲府狀申一欸、大小人員及緣化僧徒等云々」との書出しで、前掲引用文と殆ど同文のものを掲げてゐる。茲に洪武七年とは、永樂七年（太宗九年）の誤りで、司憲府狀申一欸と云ふのは、先の太宗九年三月壬戌に於ける司憲府の上啓なることは云ふまでもあるまい。此の禁條は元續六典に收録されたものであるが、世宗は後、社會の實情に副ひ、一部の代納を認め續戸典に收録した。即ち文宗實錄卷三、即位年九月己酉條に、

議政府據兵曹呈啓、續戸典、貢物代納禁止條云、京畿忠清黃海等三道、各官不等木・廣板木・正炭等物、聽民代納、守令量宜收價、親監面給、違者論罪、立法如此云々。

とあるものである。その代納も、之によつて明な如く、その地域と種目を限定したものであつたが、その末年にはその限定も禁令も全く崩壊し去つたのであつた。世祖に入つては、時の狀態の既に全面的禁止の不可能なこと、又不産難備貢物の代納は之を認めざるを得ないとして、民の情願によるものは官に申告

して代納するを許し、それ以外は之を禁じた。即ち世祖實錄卷一七、五年八月辛酉條に、

戶曹啓、諸處代納貢物、已令聽民情願、而守令及幹事僧等、不體本意、雖民間可備之物、並皆代納、貽弊不貲、請自今如有勒令代納者、守令幹事僧重論、從之。

とある。

(18) 世祖實錄卷二八、八年五月壬寅條に、曰く、

上又召〔戶曹參議安〕哲孫、問貢物代納事、對曰代納甚有弊、上曰汝以戶曹參議而不知代納本旨可乎、設有二人、其一人有清蜜、一人有米、則固當聽其情願、使之換納、不許勒令之、法者在大典、守令不能奉行、罪固當死、汝等何不申明此法、使之必行而違有是言乎、今汝等自不奉行而乃以法爲非可乎〔領相鄭〕昌孫又啓、臣亦聞此法搔擾、上曰領議政亦不知也、非法之罪、乃人之罪也。

(19) 同上卷一六、五年六月戊辰。

(20) (21) 同上卷三四、十年十一月丙寅。

(22) 燕山君日記卷二八、三年十月戊子。

(23) 世祖實錄卷三九、十二年五月甲午。

Ⅱ 横看の制定

李朝開國當初、その財務の執掌について、鄭道傳は、朝鮮經國典に左の如く述べてゐる。

貢案と横看について(下)

田川

國家以三司、掌錢穀所入之數、而其出也、承都評議使司之命、而行之、蓋有得於周官遺意者矣、其錢穀之所在、隨其任而書之、以見其經費之數焉。

其出納會計之制、則都評議使司・三司・司憲府、各以其職治之、今悉書其所入之數、著之篇者、欲其用之也、量入爲出、庶乎不至於妄費也。⁽¹⁾

朝鮮經國典は、太祖三年甲戌(1394 A. D.)に撰進したものであるから、以上は實に李朝開國當初の態勢であつたのである。三司は高麗末以來、中外錢穀の出納會計を摠掌した所で、太祖即位の後には、都評議使司の下に統轄された。引用の前文は、錢穀の徵收は三司之を掌理し、その支出は都評議使司の命によるとして、財政上の權限を明らかにし、且、錢穀を管理する各司は、夫と其の職任に従つて、出納を記録し、その經費の數を明確にすべきことを述べたものである。又後段は、その出納・會計については、都評議使司・三司の外、司憲府、又之を檢察して妄費濫用を治むるの制であつたことを説いてゐる。所謂請臺檢察の規定を指したものである。而して「隨其任而書之、以見其經費之數焉」とは、前記の如くその出納を記録したもの即ち重記であり、又「今悉書其所入之數、著之篇」とは、貢案を云ふものである。貢案は既に述べた所であるが、重記は、中外各司各官に於ける經費の記録で、官吏遞代に際しては必ず之を明確にして繼受するを要し、又解由成給の最も重要な條件をなしたものである。

又内帑の出納についても、都評議使司・三司に於いて掌理すべきことが定められた。即ち内用は必ず承傳を奉じて承政院より啓下し、都評議使司に命じて施行することとし、⁽²⁾又内庫たる有備庫の錢穀布貨は三司をして會計せしめ、その支出は、又、三司の啓聞を要することを以て恆法となしたのである。⁽³⁾

後、都評議使司は議政府、三司は戶曹に改められたが、その貢賦の收取、經費の總理、及び司憲檢察の制度は變ることな

く、財務掌理の最高機關として、五百餘年を通じ長く行はれた。

今財務に關する諸規制を見るに、國初に於いては、貢案を除くの外、經費に關しては、専らその出納・會計に關するものがあるだけである。各司の直接經費については、夫々その所屬の公廩田の收穫を以て充當したが、その一年の收入及毎月の經費を明にして司平府に報告すべきことを定めたのは太宗三年閏十一月のことであり、その九年四月設置された刷卷色は、是より先、十年間の用度を考覈し、その損耗を調査する爲の會計檢察機關であつた。當時官吏の盜用濫費は一般の弊習となつて居り、その損耗を追徴して以て戒昭とせんが爲であつたが、結局、毎年反庫開寫即ち保管物資の現物検査を行ひ、その帳籍を作成し、責任者をして授受せしむることが定められたのであつた。之より後、その出納の規は益々細目に互つて嚴に規定されていつた。先づその十七年八月には、明國に倣つて勘合法が採用され、又錢穀衙門の出納並に記録、或は官吏遞代に於ける授受の會計記録はその制を更に煩瑣嚴密にし、同時に司憲府監察檢察の規程も一層嚴正に、且その檢察衙門も之を擴充した。

然し乍ら之等は孰れも、出納會計の手續審査に關するもので、經費支出全般についての規制ではない。即ち經費支出に關しては、特に定制は存しなかつたのである。

國朝舊制、凡支用雜物、諸司只考承政院帖字、不無猥濫之弊。

と云ひ、又「國家經費無制」とも稱せられた所以である。前節に於いて世祖七年九月、義盈庫等各司の濫用摘發に際し、その重記及び承政院帖字・戸曹關字・前例冊等を調査したことを述べた。重記は即ち出納會計の記録であり、承政院帖字は此の際に、承傳即ち承政院の王旨を裏けて啓下せしものの記録、戸曹關字は戸曹より各司各官に對する指令書の記録と云ふことが出来る。前例冊は詳でないが恐らく各司の騰録であらう。騰録は、後、事を行ふに際し前例典據とし、從つて法令と同

様の性質を有し極めて重要な性質を有する記録である。惟ふに宮中・府中共に、その經費は、或は事あれば慣行的に之等重記以下の記録を案じ準據としたのであらう。尙世宗朝、各司中の一部には、既に供用諸物製作にその經費式例を定められたものあつたことは既に指摘した通りであるが、更に世宗二十二年従前の式例の有無に拘りなく、改めて式例の制定を命じた。その後二十五年十二月、更に一部を除き、各司雜物について、戸曹及各司提調と同議の上、五房に分ち、式例あるものはそれに依り、無きものは前用の數を參考として、雜物製作經費についての試験が實施された。その結果は二十八年正月、明にされた。前述の如く、その實費と共に、従前は多くその二倍或は三倍のものが支出されてゐたことが判明した。即ち供用の物は更に試験製造して、その數を酌定し、尙不虞缺虧の豫備として一分を加へ、申聞取旨の上、各司毎に案籍三件を修成し、各司・戸曹及び架閣庫に分藏し、以て永く出納の式とした。⁽¹⁴⁾然し乍ら、之等は凡そ四十三司に於ける供用造作のみについでての式例であつた。とは云へ此の式例は、各司經費の一部について一定の基準を與へたものであつた。更に之を發展せしめて、國用經費全般に迄及ぼしたのは、實に世祖の經費式例横看制定の業である。

世祖は、即位以來、經費の節減・貢賦の量減を謀り、その二年 (457 A. D.) 戸曹・詳定所をして宮闕より諸邑に至るまで、その經費は餘す處なく式例を定めんことを命じた。その教旨に曰く、

(前略) 予自即位以來、務崇儉約、設詳定所、磨勸用度、有司以爲屬上之事、不可過約、大臣供億、亦不可輕減、是大不然、推其義、則於予當用斛飯瓮酒耳、戸曹速與詳定所同議、自闕內至諸邑、一應經費、無遺定式、使吾民田稅貢賦軍役外、一無所與全治生業。⁽¹⁵⁾

と、此の一條は極めて重要な注目すべきものと思はれるが、實錄は此の後、經費定式に就いては何等の消息も示して居ない。此の後、九年九月に至り、その辛巳條⁽¹⁶⁾に突然、

又令河城尉鄭顯祖・戸曹判書曹錫文・兵曹參判金國光、詳定經費。

とあるのみである。尤も此の間、經費詳定に關するものと思はれるもの二三條を擧げ得る。¹⁷⁾思ふに經費の式例制定は、世宗末年に於けるそれに基づき、二年十月以來繼續して行はれ、此の時に至つて始めてその成案を得たものであらう。ついで十一月丙子條には、

上慮詳定所式例横看久而未成、令永順君溥、河城尉鄭顯祖、分率朝官、逐日啓稟、長直禁中、勿許出、雖病啓聞方許歸家。

とあり、茲に始めて式例横看の文字が見える。横看とは、書式の一形式で、當時は普通には紙面に縦書、一段であるに對し、横野を以て數段を劃し、縱横相照應して圖示せる書式である。もとより世祖當時の發明ではなく、既に以前より行はれてゐたもので、例へば三國遺事年表の如き、此の一種であり、更に後、刊行頒布された經國大典は各典共、その一部に此式が採用されてゐる。兎も角、經費式例横看の詳定は、此の九月以來、戸曹判書曹錫文・金國光・參判安哲孫・都承旨盧思愼等を詳定提調官、輔德金良瓚・行護軍閔奎・金石梯等を詳定官として、¹⁸⁾凡そ三年に亙つて續けられた。此の間、横看作成の爲には非常な苦心が拂はれ、王親しくその規模を授け、又親ら校正を加へたことも一再でない。¹⁹⁾又或は前掲引用の如く、朝官をして連日禁中に宿直してその業に當らしめたことも屢々であり、且は業務の遅晩、詳定の錯誤等の爲、處罰を蒙り、或は罷免せられる者數十名の多きに及んだ程である。²⁰⁾その經費として使用する物資は、單に米穀布帛に止らず、各種煩瑣を極め、又その計數も夫々單位名稱を異にし、各司各官微細な用度に亙つての圖式詳定はまことに至難の業であつた爲であらう。

扱て實錄には十年 (1465 A. D.) 正月壬戌、戸曹への傳旨を記して、

凡、經費、用新定式例、寧壽・慈壽・壽成宮、則仍舊例終身而止。²¹⁾

とある。此の一條は後二月丙申、式例詳定所に對する賜宴及び先に處罰せられた詳定官の宥免仍任の記事と併せ考へれば、式例に關しては一應の査定の了したことを傳ふるものであらう。順序としては、先づ式例が作られ、尋いで、その横看が作成されたと思はれ、又事實此の横看の詳定校正は引續いて行はれてゐるのである。而して此の事は、世祖十一年に及び、二月己丑、永順君溥及び戸曹判書金國光の横看作成に銳意盡力せざることを責めしこと、及び壬辰に丕顯閣に御し横看の詳定を親閱せること(79)の一條に終つてゐる。更に此の年七月己巳(80)には、

承政院奉旨、馳書于京畿・忠清道觀察使曰、行幸支應雜物、已於横看詳定、詳定外、一物不得濫備。

と云ふ記事が見えるが、此の事は既に詳定横看は各道監營に頒たれてゐたと見てよい。然らば横看作成の業は、少くとも二月より七月の間には終つたものと云ふことが出來よう。然し乍ら、之を以て、直に經費全般に亙る査定並びにその横看が完成されたと斷ずることは出來ない。何となれば實錄は、之より更に五年を経た成宗四年九月 (1473 A. D.)、横看造作式の刊行の事實を傳へ左の如き詳定廳の上啓を收めてゐるからである。

横看造作式、已畢印、今後諸司用度別例事外、一依横看造作式施行、其中若有未及詳定事、各其該司、以所入之數、報戸曹磨勘啓達、置簿以爲式、從之。(85)

先に世祖朝に詳定した式例横看と、此處に云ふ横看造作式とは如何なる關連を有するものであらうか。或は前者を、更に改正の上、成宗四年に至つて刊行されたのであらうか。此の問題を解く爲には、先づ造作式についてそれが如何なるものであつたかを明にせねばならない。思ふに之は、先に述べた世宗二十八年議政府の申文に見ゆる各司使用の造作に關する式例に相當するものと考へられる。即ち各司の用度經費は、税貢の現物を以て充當したものである。従つてその經費は、現物を以て直接支辦するものと、それを資材として所屬匠人等をして加工作成の上、供用するものとに分けることが出来る。故にそ

の式例も亦之に準じて二種が考へられ、一般の經費式例と、供用物造作式例とが當然作られねばならない。即ち造作式とは、供用の物の製造に際し、その規格並びに必要資材の量數を規定した式例である。世宗末年には凡そ四十三司につきその供用造作式が査定されたものと思はれるが、當時は少くとも百十四司以上と思はれるから、此の時の査定はその半にも達しなかつたわけである。世祖朝に於いては、更に之を擴大し宮闕より各邑に至るまで遺すなくその經費を定めしめたと云ふのであるから、その兩式例制定の容易な業でなかつたことは十分に察せられる。更に之を横看に圖示することは一段の困難が伴つたであらう。かくて造作式例は完成を見ずして、世祖は薨じたものと思はれる。その十四年四月己酉、文臣に横看の改定を命じてゐるが、之は恐らく未完成造作式についてのことであつたのであらう。成宗七年五月大司憲尹繼謙は上疏の一節に、

世祖大王、以國家經費制有未盡、不一大定、則無以爲成法、故乃與二三大臣、更加詳定、務要精備、功未告成、八音遽遏、殿下遙追先志、遂訖就緒、可謂善繼述而光于前烈矣。

と述べてゐる。即ち四年九月横看造作式の刊行を指すものであることは云ふまでもない。又實錄に記載せる李克增の傳に、
庚寅、拜資憲吏曹判書、國家經費無制、克增受命、撰定式例横看、瓊屑之物、必手閱酌定、雖傷苛細調度、賴以不差。

とある。茲に云ふ式例横看は造作式例横看を指すものであることは云ふまでもあるまい。庚寅は成宗元年、彼の吏曹判書任命は九月であるが、横看撰定の受命はそれ以前にあつたと思はれる。即ち是より先、正月貢案改定の命が發せられ、不産貢物の調査改正の計畫が進められたが、それは當時都承旨たりし彼の建議に基づいたものであつた。恐らく此の貢案改定と共に、世祖朝に完成し得なかつた造作式例横看撰定の業が再び始められたのであらう。次いで横看造作式刊行の翌年閏六月、左議政曹錫文は左の如き上啓をなしてゐる。

國朝舊制、凡支用雜物、諸司只考承政院帖字、不無猥濫之弊、世祖欲革其弊、命定橫看式例、其時務欲速成、事多牴牾、
今方修改之時、宜詳悉校正、請命戶曹堂上、聚闕內商議改正。⁽⁵⁾

彼の論ずる所は、専ら世祖朝に作成した横看式例である。その修改の時に方りと云ふのは、云ふまでもなく、前年の造作式横看の撰定刊行を指すものであり、之とは全く別個の式例横看を論じてゐるのである。以上述べ來つた所によれば、世祖朝に於ける經費の規定は、一般的な經費式例の査定、及びその横看が撰定されたが、造作式例は漸く成宗四年(1473 A. D.)に至つて完成、その横看が作成印行され、茲に始めて國家經費全般に互る規定がなされたものと思はれる。

以上は専ら式例横看制定の経緯と、それに二種が存したことを考究して來たのであるが、然らば此の横看と貢案の關係並びに性質内容は如何であつたらうか。世祖朝の經費式例査定はその二年より以後繼續して行はれ、漸くその十年二月頃に了へたものであることは前述の通りである。而してその横看の撰定校正が更に之に繼續したのであるが、貢物の詳定、貢案の改録も亦此の間に行はれた。即ち先づ國用經費を規定した後に、之に照合してその貢賦歲入が定められたのである。もとより兩者の實數等は知り得べくもないが、孰れも従前に比して大削減を加へたものであることは、從來述べ來つた所によつて十分に察せられる。二年十月、經費定式について節減すべきことを説いた教書、又事實その貢案は、世宗朝に比して三分の一を減じたものであると云ふ李世佐の言によつても明らかであらう。而して兩者の出入・過不足に就いては、その末年に至るまで修正を加へられた。その時の教に、

貢物國家大事、關民休戚、今横看所定貢物、或過少而不足於用、或過多而有損於民、故命安哲孫改之、哲孫不能摘發差誤、非有志於民者也。⁽⁶⁾

とある如き、兩者の適合性の實現に力めたものと云へよう。次いで世祖十年に詳定された貢案は、成宗朝に及んで更に改正

量減が行はれた。詳定廳の組織等大規模であつたに拘らず、査定に際し、不産貢物分定に適正を缺く所尠くなかつた爲である。⁹⁴然し乍ら、その改録は忠清以南三道に亙る一大凶荒に遭遇した爲、結局京畿・江原・黃海及び平安四道に止められた。⁹⁵更に諸司上納雜物は横看式例と照合の上、餘裕ある者は夫々量減し、その數は非常な多額に及んでゐる。結果より見ればその削減は世祖朝のそれに劣るものでなく、後知事李世佐は兩朝時に於ける貢案について、

世宗朝詳定貢案、至世祖朝、三分減其一、然亦有餘、而又減其半、以世宗朝詳定數視之、則是三分取其一也。⁹⁶

と云つてゐる。世祖朝に三分して一を減じ、然も尙餘り有るを以て其半を減じたと云ふのは、即ち成宗朝貢案を指すのである。世宗朝貢案を1とすれば、世祖朝貢案は $\frac{2}{3}$ 、成宗朝貢案は $\frac{1}{3}$ と云ふのである。之等の數は遽に信じ難いが、必ずしも不當の論とも思はれない。従前に比すれば極度に切つめられた經費の式例横看と、之に照合して査定された貢案を以てしては、遂に國用に不足を來して居るからである。前掲大司憲尹繼謙は成宗七年五月次の如く論じてゐる。⁹⁷

(前略) 竊恨其制用之過約、而制貢之過寡也、制貢之法、必先度其用度之多寡、權其物產之豐蓄、使輕至於貊、重不至於桀、然後始可以得中、通行於萬世而無弊、今詳定之法、約一年之調度、以定收貢之數、蓋庶幾焉、而如交隣事大貢獻享賓之物、裁損過中、不可施行、故乃依其舊例而爲之、依其舊例、則費用稍廣、而收貢之數、不加於前、則其勢必有難繼之患、以近日之事觀之、使臣支持一小費耳、欲用席子、而典者告匱、不得已實於市肆、欲用厚紙、而典者又告匱、不得已而實紙於市肆、又取於軍器寺而用之、類此而推之、他可知也、以一小費、而其匱乏乃爾、脫有大費、將何支殆、非所謂通行於萬世、而無弊者也、伏望勿謂已成之法、而不可改、勿謂先王之制、而不可改、因其已行者、而驗其果可行、果不可行、當損者損之、當益者益之、務合於堯舜之中、則庶幾取民有制、而無用乏之憂矣。

即ち新定式例横看に従へば、事大交隣貢獻享賓の如き裁損に過ぎ、そのまま施行することが出来ない。よつて従前の舊例に

よらんとすれば、改定貢案も亦、收貢を削減してゐる爲、到底その用度に應ずることが出来ない。要するに此の新詳定貢案、式例横看は共に節約に過ぎて適正を缺き遵守施行に困難なもの多かつたことを示してゐるのである。此の改正増額の要求に對して種々論議が盡されたが、時の元老たる院相鄭麟趾等の反對にあつて増額は認められず、結局戸曹に對して、貢案横看中、實有不中處、其不得已損益事、臨時取稟施行。

との教旨が降された。³⁸⁾其の後も亦、同様の増額改正論屢々具申されたがすべて認められず、依然として此の七年五月傳教による糊塗策がとられた。その後、經費は對明關係に於いて意外の支出を餘儀なくされた。即ち王の八年より十年に亙り年々別進獻を行ひ明帝室の命により事大貢獻は漸次増加され、又その十年には、之又明國の求請により建州赴征の擧が行はれた。而も尙、貢案・式例横看の増額改正は遂に行はれず、引納或は別貢加定等臨時増收によつて之等の出費が賄はれた。漸くその晩年二十五年八月貢案改定が企圖されたが遂に果さず、燕山君九年に及んで擧行されたのであつた。

上述尹繼謙の論ずる如く、横看・貢案は相表裏して査定されたものであり、兩者相互に照合して規定されたものであつた。貢案は次の改正が行はれるまでは動すべからざるものであつたと同様、横看も亦固定性を有するものであつた。「國家供用經費、横看之外、別無餘物」とは中宗王の言である。³⁹⁾貢案は貢賦歳入の簿であるから、兩者は實に國家豫算であり、その性質は「國計恆數之簿」即ち經常費であつたのである。従前歳入貢案のみが制定せられ、經費については何等の制なく、又經費に比して數倍する龐大な收入を規定し、官吏の盗用濫費に委ね、或は官營商業の資に供せられた當時に比すれば、まさに劃期的な制度の確立と云ふべきであらう。貢案に規定された歳入以外の増收については、所謂引納・別貢加定等が行はれたが、横看規定以外の經費の支出は別用或は別例用として支辨された。⁴⁰⁾經常費たる横看以外のものであるから、臨時の出費ではあるが、必ずしも純然たる臨時の支出にのみ支辨されたのではない。尤も燕山朝に於ける横看外別用は年を逐ふて歴

大な額にのぼり、その殆どは王の濫費に消費され、政府又その使途を明確にせざるものが多かつた。その使途が王室乃至政府各機關の孰れであれ、横看規定以外の經費は皆一様に別用と稱したのである。

次にその内容であるが、今日之を詳細に知るべき資料は存しない。誠に零細なものであるが確實に横看に所載された項目を、實録に散見する所によつて擧げれば次の如くである。即ち「横看内各殿名日供上」⁽⁴⁵⁾、「横看内諸宮及魂殿魂堂内官衣纏月料」⁽⁴⁶⁾、「横看饋餉圖」⁽⁴⁴⁾、「横看内賻物」⁽⁴⁶⁾、「致賻横看數」⁽⁴⁶⁾、「造墓軍横看之數」⁽⁴⁷⁾、「内醫院釀酒米横看所載一百碩」⁽⁴⁸⁾等である。各殿名日供上は國王・王妃以下各宮・殿に對する一年名日毎の供上物目數量を規定したもの、次は諸宮魂殿魂堂に所屬奉仕する内官の衣服月料、饋餉は宮闕及び使臣享宴に供する飲食で、之等は司饗院・禮賓寺に於いて掌つたものである。賻物は朝官の逝去、戰没將兵に對する賻典の物、又造墓軍は、朝官の墓塚造成にその人夫を支給したもの、内醫院釀酒米は同院に於いて藥酒として釀造用の米の量を規定したものである。孰れも夫々の場合に應じて明細に規定し横看に記載されたものであつた。之等の費目を特に調査摘擧するまでもなく、式例横看は經常費であるから、上は祭享・供上より下小司零細の用下に至るまで財貨の支辦・民丁勞役の使用を規定したものであることは云ふまでもない。その費目として用下項目を擧ぐれば實に上記のものを拾ふことが出来るが、更にその大概は經國大典によつても推察することが出来る。

註

(1) 三峯集卷七、朝鮮經國典、錢穀及び國用條。

(2) 同卷三、撰進朝鮮經國典甲戌・太祖實錄卷五・三年五月戊辰。

(3) 太祖實錄卷二、元年九月己亥、大司憲南在等上言、一、內帑出納、古者、凡有內用、上命內謁、傳於承旨、承旨更啓上前、署下王牌、是其制也、前朝之季、內謁直下王牌、而承旨不知、

豈無詐冒之弊哉、願自今凡內用、承旨親稟、下都評議使司、以革前日之弊。

(4) 同上卷一四、七年五月甲子。

(5) 太宗實錄卷六、三年閏十一月壬申、議政府上疏、請令各司將公廩田之出、月報司平府、從之、疏略曰各司之田、蓋以備坐起日點心、及紙地筆墨等事也、官員不肯節用、新官後至者、無所

費用、未免傳、請今後以一年所入之數、報司平府、又將每月所用之數報之、如前費用者、生徵充數。

(6) 太宗實錄卷一七、九年四月辛卯。卷二一、十一年六月癸巳。因みに刷卷色は何時まで存続したかは明記がない。

(7) 同上卷二一、十一年六月癸巳、司諫院左司諫大夫李明徳の上疏に、損耗追徴は、特に寛典を以て臨み刷卷色設置以後に限ることとし、更に「自今每當歲抄、必令反庫開寫授受、如有損耗、一依六典追徴」と述べてゐる。

(8) 同上卷三四、十七年八月乙巳、金銀錢穀出納文字、用勘合法、戸曹啓、本朝京外官、金銀錢穀出納文字、只用着署踏印、奸巧之徒、偽造官文、盜用錢物、自今依中朝法制、着署踏印後、勘合施行、移文京中各司、則勘合文書、無時相考、外方則都監察使傳書曆錄、將本文還送于曹、字畫相考、從之。

(9) 世宗實錄卷三、元年三月庚戌。司憲府啓、京中各司、憚毎日請臺、托以備急、多出錢數于外庫、且無開印位、則權置立案、不即上重記、遂使會計難憑、自今各司出納錢穀、時六寺七監六品以上、諸倉庫七品以上、請臺開印、隨即上重記、上命下政府、六曹議之、皆曰、成憲不可更改、宜令兼職者、坐本司開印、若並無開印位、則特命時仕官、開印、從之。

とあり、又、同實錄卷一一、三年正月己卯、戸曹の啓文によれば、「新舊官交代、新掌錢穀置簿交割之法、載在元典」とある。その内容は詳でないが、更に世宗二年十二月己酉（實錄卷一〇）官吏遞代

時の解由を嚴にし、その所掌文券幅數及び錢穀出納年月日を録し、併せて所掌吏典の姓名を記して新官に交付すべきことを要し、その後始めて解由を成給することとした。而して歳末毎に上項文券を調査整理して、其の目錄三件を作り戸曹・司憲府・本司に分藏し後考に備へしめた。更に世祖六年には、守令の遞代は觀察使差使員を定めてその軍資義倉及私庫は、舊官と共に同封し、新官は差使員と反庫し、傳掌現存物名、虧缺物數を啓開した後、舊官の解由を給すること、又中外官吏所掌虧缺の物資は已に遷官した後と雖も懲納後祿俸を給することに定めた。

（實錄卷二〇、六年六月丙辰、九月辛卯）。

(10) もと、諸司の月令監察は六朔毎に遞代するのが定めであつたが、當時は此の規定は無視され、その毎日分臺に月令を計らず、任意換差した爲、監察も亦、照管に意を用ひず放漫に流るの弊があつた。又監察の照管檢察は、當該各司の祿官の齊坐を待つて然る後始めて行ふの規定であつた爲、徒らに時を費し、照管檢察も十分に行はない憾があつた。よつて先づ分臺監察は任意換差することを禁じ、又監察は、必ずしも祿官齊坐を待たずとも檢察を行ふを得ることとした。而してその出納には必ず監察立會の上之をなさしめ、無時供上及び使臣支應等、臨時急を要する場合の如きは庫外所儲を用ひ、翌日請臺して重記に録すべきこと、若し月令監察事故ある場合は、必ず三日以内に他監察を差遣して重記に録せしめ、更に限を過ぎ重記に上せ得ない場合には、毎月末戸曹に具報し調査の上、司憲府に報告する

ことを定めた。(世宗實錄卷一一、三年正月己卯)。

- (11) 世宗實錄卷七八、十九年七月戊戌。その新に監察の照管を受くべき司として定められたものは、工曹・軍器監・濟用監及び忠屬衛である。

- (12) 成宗實錄卷四四、四年閏六月己酉。卷二八八、二十五年三月甲寅廣川君李克增傳。

- (13) 三節、經費と貢案 五四頁。(前號所收)

- (14) 世宗實錄卷一一二、二十八年正月丁亥、議政府據戶曹呈申、(前略) 逐物試驗、酌定供用之數、而又加一分之餘、以備虧缺之資、隨事告府、申開取旨修成案籍、凡四十三司、每司各成三件、一件本曹、一件架閣庫、一件各其司藏之、以爲永世出納之式、且其未試驗經久之物、倘於後日改造、則令其司報本曹、本曹又令郎廳一員、依上項例試驗、形止案續錄、從之。

- (15) 世祖實錄卷五、二年十月丙寅。

- (16) 同上卷三一、九年九月辛巳。

- (17) 同上卷二一、六年七月壬寅條、戶曹啓、算學重監會計經費、或因懶慢、或受賄賂、多所稽錯、不可不徵、請自今分左右、將京外會計、互相校正、能者敘用、不能者論罪、從之。と見え、又八月乙卯條及び卷二三、七年二月甲戌條には、文宣王釋奠祭及び饗祭飲福酒米及びその奠物に卓子を用ゆることについて詳定所の啓文が見える。尙卷二五、七年七月庚戌條には、戶曹判書曹錫文を以て中外度支の事を摠べしむ、とあり、その註に度支使を置くこと之に始る、とある。中外經費式例詳定の業の進

捗に基き、戶曹をしてその經費を摠理せしむる爲と思はれる。

- (18) 實錄に散見する所を總括すれば、本文に擧げた者以外に、提調官には刑曹參判任元濬・副承旨尹弼商・仁順府尹韓繼禧・河城尉鄭顯祖・永順君溥・龜城君浚・銀山副正徹・銀川君橫・進禮正衡等、詳定官には、行護軍李石山・兼判通禮門事姜允範・訓練副使鄭永通・戶曹正郎鄭忻・司贍寺主簿尹惠行・副司正尹慎徳・工曹正郎崔灝・成均博士李淑文・戶曹佐郎成淑等の名が見えてゐる。

- (19) 世祖實錄卷三一、九年十二月乙巳、卷三二、十年正月庚辰。

卷三三、十年五月癸丑、六月己酉、七月辛酉。卷三四、八月甲申。卷三五、十一年二月壬辰。

- (20) 同上三一、九年十一月丙子、十二月戊戌・癸卯。卷三三、十年五月己未、六月己酉・庚戌、七月甲寅。卷三五、十一年二月己酉。

- (21) 同上三二、十年正月壬戌・二月丙寅、因に寧壽・慈壽宮は太宗、壽成宮は文宗の後宮である。

- (22) 同上三三、十年二月丙申。

- (23) 同上三五、十一年二月己丑、壬辰。

- (24) 同上三六、十一年七月己巳。

- (25) 成宗實錄卷三四、四年九月戊申。

- (26) 世祖實錄卷二四、七年四月壬申。諸司奴婢推刷都提調黃守身の上啓に、一百十四司、奴婢摠二十數萬餘口の正案を作成したとある。

- (27) 同上卷四六、十四年四月己酉。
- (28) 成宗實錄卷六七、七年五月丁巳。
- (29) 同上卷二八八、二十五年三月甲寅。
- (30) 成宗元年正月甲午、不產貢物改正の命があつたが、ついで辛丑、都承旨李克増は啓して、諸道貢案隨其成籍、令院相考定、送本道訪問便否以啓、後更敷印行、何如と建策し、結局その調査は此の方法に基づいて行はれた。その成籍を以つて、夫々本道監司をして實地に調査啓聞の上、査定する方法がとられたのは、此の時が始めてであつた。
- (31) 同上卷四四、五年閏六月己酉。
- (32) (1)世祖の貢案査定註(6)八七頁、參照。
- (33) 世祖實錄卷四四、十一年十月丁未。
- (34) 成宗はその元年正月甲午敎して「諸邑貢物、非本土所產者、錄貢案督納、甚未便、其分揀改正」(成宗實錄卷二)と述べ、不產物の改正を命じた。即ち世祖十年貢案は、「未盡參詳水陸、互換有無者居多」との評ある如く、必ずしも貢物の産・不產の調査を盡したものでなく、その分定も適切ならざる處が尠くなかつたものと思はれる。睿宗實錄卷三、元年二月乙卯、江原道江陵人宣略將軍南允文等の上書、及び卷四、同年閏二月己卯綾城君具致寬の平安民弊を論ずる上書は、皆不產貢物分定に對し改正を請ふたものである。
- (35) 此の貢案詳定は先に政府に於いて、各地土産を勘案して成籍した草案を作り、夫々各道觀察使に送附して、その産・不產、

並びに數量の多寡を、各邑につき調査の上、報告せしむることとした。(成宗實錄卷二、元年正月辛丑)。而して四月辛亥、その成案下送と共に、教諭が發せられたが、それは本文に述べた如く京畿以北の四道のみで、咸鏡・及び慶尙・全羅・忠清四道は含まれてゐない。此年此の四道は前古に見ざる凶歉に襲はれ、その救荒賑恤に忙殺されて、貢物の調査成籍の暇がなかつたものと思はれる。

- (36) 燕山君日記、卷二八、三年十月戊子。
- (37) 成宗實錄卷六七、七年五月丁巳。
- (38) 同上五月辛丑。
- (39) 中宗實錄卷九一、三十四年六月甲辰。
- (40) 同上卷九〇、三十四年五月甲戌、弘文館副提學崔輔漢等上疏曰、(前略)横看之外、又有別例之用、別例之外、又有不時之需、云々。又、仁祖實錄卷一四、四年十月辛酉、戶曹啓曰、(前略)大概祭享御供及其他各處用下、横看定式之外、別例居多度、云々。
- (41) 燕山君日記卷三二、五年三月丙戌、左議政韓致亨、右議政成俊等上言(前略)竊考去年横看外別用之物、米豆二千九百餘碩、綿布三千六百餘匹、正布一千九百餘匹、油蜜九十餘碩、其他浮費有難校數、儲峙支用、間或匱乏、後年之貢、別請引納、夫民有恒產者常少、當年之貢尙且艱備、況能引納乎、請於常費之外、其他浮費一切裁省、以祛民弊、以裕國用とある。次いで六年、七年それぞれその別用の數を舉論してゐるが、孰れも漸次増加

し、八年正月辛丑(卷四二)には一年經費外雜處用度數として、米豆三千一百七十石、清蜜十九碩四斗、油二十四碩二斗、布貨六千二百六十三匹、燭蠟五百六十斤十二兩、胡椒一萬三百九十六斤を擧げ、更に別例唐物貿易價、濟用監別例用度、尙衣院別例用度、司宰監魚物貿易價、司饗院供饋工匠人、工曹金等、莫大の數を擧げてゐる。

(42) 成宗實錄卷一、即位年十二月丁巳。(43) 世祖實錄卷三二、十年二月乙未。(44) 同卷三三、十年七月甲寅。(45) 燕山君日記卷二八、三年十月戊子。(46) 明宗實錄卷一九、十年八月乙酉。(47) 同卷三三、二十一年九月辛亥。(48) 中宗實錄卷二六、十一年八月庚申。
(49) 宣祖實錄卷七、六年九月戊戌。

五 結 語

以上を要するに、李朝財政制度は先づ世祖を期として區分されねばならない。詳しく云へば、始めて全般に互る經費式例の制定、即ち經常費を規定した世祖十年(746 A. D.)に一線を劃すべきであらう。此の線によつてその前後を比すれば兩者財政には大きな相違が見られる。前者凡そ七十年間は高麗末以來の制を踏襲したのみで何等の發展變遷も見られない。貢賦を制してその歳入を確立し使役勞力を規定したのみと云つても過言ではない。貢賦はその種目よつては、土地、氣候の自然的條件、或は人物の物故等により、収入に伸縮の規定が設けられたが、それは一定の枠内に於いてであつた。而も進上、貢物等は、斯る考慮は何等拂はれず、王權主義による特惠政策が行はれたに過ぎない。貢案貢額は一定され、數十年に互つて固定された。その固定性は貢賦を負擔する人民に對しては所謂一族切隣の矛盾を暴露し、一面經費の不足に於いては引納・別貢加定の重斂を餘儀なくしたのであつた。政府機構の進展と共に、貢案はその詳定毎に増額された。當時財政は貯畜主義を原則としたとは云へ、貢案歳入は經費に比して龐大な額に上り、その對比は二、三倍以上、物目によつては七八倍

にも上つた。その支出には一定の方針なく、隨時需要に従つて支出し、事あるに際して重記・政院帖字等によつて前例を考へたものであらう。かく經費について何等制定はなかつた爲、官人の盗用濫費も隨つて甚しきものがあり、又長く儲藏に適し得ぬものは、隨つて官營商業の資に充當されたのであつた。而して出納會計には嚴密な規定が加へられたけれども、それは要するに官人の濫費盗用に對する防止策と云つてよく、又世宗朝に於ける一部經費即ち造作式例制定も亦、之の外に出づるものではなかつたのである。

以上に對し後期に於ける經費式例の査定・横看の撰定はまさに飛躍的な制度の確立であつた。世祖朝に於いては、先づ經費式例を制して全般に及び經常費を査定し、之を基とし照合して貢賦貢案を詳定し、その歳入歳出の適合性に對する考慮が拂はれてゐることは注目すべきことと云へよう。その貢案、式例横看は實に固定的なものではあつたが、一種の豫算制度を打立てたものであつた。

賦稅則有常貢之正數、用度則有横看之細密^{（一）}

と云ひ、又「國家供用經費、横看之外、別無餘物」と云はれた以所である。尹繼謙の論に「制貢之法、必先度用度之多寡、權其物產之豐畜」と云ふ如く、國用經費を計つて、その歳入を制したものである。前期に於ける財政思想が「量入爲出」に基づいてゐるに對し、此の期に於いて之を「計出制入」に切り代へられたものと云ひ得よう。而してその歳入、歳出に適合性が與えられたことは、たとへそれが固定性を有するものであり、且その運用には諸種の問題が発生したとは云へ、李朝財政史上に於いてはまさに思想的進展を示したものであり、劃期的制度の改正と云ふべきであらう。先に引用した如く、太宗世宗兩朝の間に於いては、「虛費萬端而公用不窘、未知何自然也」と云つた成侃は、更に世祖朝の横看制定を論じて、

自世祖更六典、成横看之案、雖至微物、皆啓稟然後用之、由之人無濫用、儲畜亦竭、國家恆患不足、未知何自然也。

と述べてゐるが、實に貢案・横看による豫算制の確立に由る所であつたのである。然し乍ら此の制は屢々繰返したやうに固定化されたものであり、伸縮の自由は許されないものであつたが故に、その運営に際してはともすれば引納・別貢、別用の別個の收支の道が講ぜられ、而もそれには何等の規制も與へられなかつた。此の爲、貢案・横看の豫算制は一應遵守されたが、寧ろ引納・別貢・別用等による收支が活潑となることが多かつた。燕山朝の如きは寧ろ此の臨時の收支は貢案横看を凌駕する程のものであつたのである。

註

(1) 中宗實錄卷九〇、三十四年五月甲戌。

(2) 同上卷九一、三十四年六月甲辰。

(3) 慵齋叢話。

(國會圖書館支部東洋文庫員)